

第一次E E C加盟申請と政党政治

——イギリス労働党の動揺——

三 澤 真 明

- 1 はじめに
- 2 労働組合とE E C加盟申請
- 3 議会労働党とE E C加盟申請
- 4 政党間競合と党内融和
- 5 おわりに

1 はじめに

本稿では、一九六一年に保守党政権によってなされた第一次E E C加盟申請に際して、野党である労働党が、議会

投票で棄権するという形で、消極的な賛成を示したのにも関わらず、なぜ交渉過程で徐々に反対へと傾いていったのか、ということ明らかにしていく。我が国のヨーロッパ統合研究の多くが、加盟問題を外交上の分析対象として捉えている。⁽¹⁾確かにヨーロッパ統合が国家間の条約の積み重ねによって、深化と拡大を重ねてきた歴史を鑑みれば、外交史の分野による、加盟交渉の分析は重要な一視点と言えるだろう。

一方で、ヨーロッパ統合は国家主権を共有するという性質からして、国内政治にも大きな影響を及ぼす。ゆえにヨーロッパ統合問題を国内政治という文脈から分析する視点も重要となろう。とりわけ、国内政治の主要なアクターである政党に焦点を当てることは、大きな意味を有している。一九六〇年代のイギリスにおいては、二大政党に対する支持が依然として高い水準⁽²⁾にあり、両党が国民の意見の大部分を包含できていたと考えられる。

そこで政党を分析対象とし、その対応を検証していくことで、なぜイギリスのヨーロッパ統合政策が賛成と反対の間で揺れ動いたのか、いわば「やっかいなパートナー」⁽³⁾であったのかという問いにも一定の知見を提供することができるだろう。

次に分析枠組みであるが、本稿では政党政治という大きな枠組みを用いることにしたい。政党研究の中で、政党政治とは何かという一致した見解が見られるわけではないが、本稿では政党政治を示すものとして、政党内競合と政党間競合との二つの競合の態様を挙げ、これらに基づいてヨーロッパ統合問題を分析していく。

よく知られているように保守党は、党首の強力なリーダーシップの下に党の意思決定がなされていくのに対して、労働党は院外組織が強力であり、いわば下からの圧力が大きな影響力を有している。⁽⁴⁾そもそも労働党は一九〇〇年に誕生した労働代表委員会（Labour Representative Committee）に起源を有しており、労働代表委員会は六八の労働組合、

社会民主連盟、フェビアン協会、独立労働党の連合体であった。

労働党は、ほかのイギリスの主要政党（保守党や自由党）と比べても独特な党組織を有している。その特徴とは、先述したように、議会外の活動から党が創設されたことに起因している。⁽⁵⁾ このことは議会内の議員のグループ分けに端を発している保守党や自由党とは大きく異なる点である。労働党はその特殊性により、保守党や自由党とは異なった意思決定システムを備えている。労働党の議会外組織は意思決定に際して大きな影響力を有しており、年次党大会の持つ意味は、保守党に比べてはるかに大きい。そして年次党大会において圧倒的な議決権を持つ労働組合が院外組織の中心的な機関である。

労働党は、議会労働党（Parliamentary Labour Party）よりも院外組織が大きな役割を担っていた。党の規定では、議会労働党は党大会の指導に服すると定められている。このような労働党の党構造を前提にすると、政党間競合の場合である議会や選挙にだけ着目しているのでは不十分であることが分かるだろう。

よって、本稿では政党内競合を検討するために、年次党大会で多くの議決権を有している労働組合の議論、労働組合の連合体である労働組合会議（Trades Unions Congress）での議論、そして議会労働党議員の議論という三つの次元を検討していく。この三つの次元を検討することで、広義の意味での労働党がどのような意思形成を図ったのかを明らかにする。

A. ベヴァン（A. Bevan）が、社会主義者の唱える計画経済とヨーロッパ統合に伴う自由貿易の矛盾を喝破したが、⁽⁶⁾ 社会主義を党是とする労働党はヨーロッパ統合に反対姿勢を採ることが予測された。より厳密に言うならば社会主義者を支える労働組合会議はヨーロッパ統合への参加に難色を示すと予想された。また、党大会では労働組合会議が圧

倒的な議決権を握っているため、党大会の趨勢も労働組合会議の意見へと傾くことが多い。

労働組合会議がもつばら経済的な利害に基づいて立場を決定するのに対して、議会労働党は、支持母体である労働組合会議の意向に左右されやすいものの、イギリスや労働党が置かれた立場という政治的な要素も考慮して立場を決定しなければならない。従って議会労働党の党内意見は二分される可能性を秘めていたといえることができる。よって政党内に関して言えば、EECへの加盟の是非をめぐって、労働組合会議と議会労働党が協調するか、反発しあうのが重要な問題点となってくる。

また、政党を分析する上でのもう一つの視点は政党間競合である。サルトーリ (G. Sartori) が政党を「選挙に際して、提出される公式のラベルによって身元が確認され、選挙（自由選挙であれ、制限選挙であれ）を通じて候補者を公職に就けさせることができるすべての政治集団」⁽⁷⁾ であると定義していることから分かる通り、政党は常に選挙を念頭に置いているのである。イギリスは典型的な二党制の国と言われているが、イギリスの二党制の特徴は「敵対政治 (adversary politics)」⁽⁸⁾ であるとも言われている。この「敵対政治」という観点からすると、保守党が打ち出したEEC加盟申請という政策に対して、労働党は敵対的、すなわち加盟申請に反対となることが考えられる。

よって、労働党がEEC加盟申請に際してどのような対応を採ったのかということを検討するに当たっては、政党間競合と政党間競合の狭間でどのような議論がなされてきたのかということが重要となってくる。以下では、第二節で、労働組合と労働組合会議がどのような姿勢を示したのか、第三節では、議会労働党議員がEEC加盟申請に対して、どのような態度を採ったのかを明らかにする。そして第四節では第二節、三節を踏まえて、政党間競合を前にしたとき、党としてどのような結論を下したのかを説明していく。

2 労働組合とEEC加盟申請

各労働組合によって構成される労働組合会議は労働党の中で重要な役割を担っている。労働党は党収入の大半を労働組合の拠出金に依拠しており、その収入の約八割を労働組合が負担している⁽⁹⁾。また、労働組合は党大会における議決においても圧倒的な力を有している⁽¹⁰⁾。党大会での投票権は、党に加盟している団体の加入者数に比例して分け与えられている。そのため全労働組合の投票力とその他の投票力の差はおおよそ六・一となっているのである⁽¹¹⁾。このことは、労働組合の意向が党大会に反映されやすいということを意味している。また、投票力の差は、労働組合の意向を党の綱領へ組み込むことができることをも意味しているのである。この点を考慮するならば、労働組合の連合体である労働組合会議が、ヨーロッパ統合に対してどのような態度を示していたのかを明らかにすることは重要である。

一九六一年八月一〇日に保守党政権が行った第一次EEC加盟申請を経て、同年一〇月に労働党大会が開催された。そこで開かれた一般討議において、EEC加盟問題に関心を示したのが農業労働者全国同盟 (National Union of Agricultural Workers) であつた。同組合を代表してH. コーリソン (H. Collison) はゲイツケル (H. Gaitskell) が繰り返し述べてきた共通市場への参入に対する疑義について、明確かつ熱烈な支持を与えたのである⁽¹²⁾。コーリソンが懸念を示していたのはヨーロッパ自由貿易連合諸国とコモンウェルス諸国との関係であつた⁽¹³⁾。コーリソンはヨーロッパ自由貿易連合諸国の中立政策とコモンウェルス諸国が持つ世界大での経済的、政治的な力への影響に言及した後に、同団体が最も関心を寄せる農業問題へと論を展開していったのである。

コーリソンはこれまで農業・造園業によって一〇〇万人の雇用が創出され、食料の五〇%以上が生産されているこ

とを指摘した。その上で、これらの成果が一九四七年の農業法による支援制度によって支えられてきたが、ローマ条約への調印によって、その制度が維持されなくなると論じた。また、自らの産業がイギリスに与えた偉大な貢献に報いるために、農業従事者に対し、平等な賃金と条件、公平なチャンスが確保されねばならないと主張した。⁽¹⁴⁾

一方で、前述した諸問題の解決がなされるならば、必ずしもEECへの加盟に反対という立場を示したわけではなかった。コーリソンは明確な賛成も明確な反対もせずに、⁽¹⁵⁾ いわば条件付きの賛成という立場を採ることを表明したのである。しかしながら、コーリソンが示した条件付きの賛意は、ほとんど実現が不可能な問題であり、その意味においては実質的に反対と変わらなかったのである。

また、化学・技術・経営スタッフ労働組合 (Association of Scientific Technical and Managerial Staffs) のC. ジェンキンス (C. Jenkins) は「ローマ条約に基づき、イギリスが共通市場へ参入することは、国益に対して有害である」⁽¹⁶⁾と主張している。ジェンキンスもコーリソン同様に、イギリスを中心としたコモンウェルス体制の重要性を指摘しているが、自由貿易や関税障壁の撤廃には賛成を示している。

しかしながら、ジェンキンスが共通市場への参入に強く反対する理由は、イギリスを取り巻く当時の国際情勢にあった。当時のヨーロッパ政治を規定していた冷戦は、ヨーロッパの東西分裂を招いていた。⁽¹⁷⁾ そして彼はEECが冷戦戦略を下支えし、ヨーロッパの分裂を永続的なものにしようとしていると非難したのである。加えて、EEC委員会の委員長であったハルシュタイン (W. Hallstein) が西ドイツ外務次官であったときに打ち出したハルシュタイン原則⁽¹⁸⁾にも不快感を示していた。⁽¹⁹⁾ つまりジェンキンスはドイツの分断、ひいてはヨーロッパの分断を固定化するような、いかなる立場も許容することができなかったのである。

日をまたいで続けられた党大会での議論の二日目には、三つの組合の代表者が意見を表明した。一人目が機械工・船舶設計者連盟 (Association of Engineering and Shipbuilding Draftsmen) の G・コーンズ (G. Cornes) である。コーンズもまた EEC 加盟に対しては明確な反対の意思を示した。⁽²⁰⁾ 彼の反対理由は極めて明確に述べられており、ローマ条約三七条、六八条に批判が集中していた。⁽²¹⁾ ローマ条約三七条は貿易に関する条項であり、六八条は資本移動に関する条項である。

彼の基本的な姿勢は社会主義に立脚した国家を維持するというものであった。ローマ条約の三七条は、商業的性格を持つ国家独占を一部許容しているものの、加盟国間での物の売買で差別が生じてはならないとしている。このことは、労働党が推し進めてきた国有化政策に反するものであり、社会主義に立脚したイギリスという同党の価値観に反している。六八条にしても、EEC 加盟国に対して差別的な取扱いをしてはならないと定めており、資本移動や投資をコントロールする権限が損なわれることに懸念を表明していた。

そして、彼は、翌年に全国執行委員会が提出する「基本的条件」という声明に影響を与える、労働党が採るべき姿勢を示したのである。すなわち、以下の四つである。

- (1) ローマ条約の条件下での加盟を否定
- (2) 全ての国家との貿易の発展
- (3) イギリス経済をコントロールするための、完全な権力を維持
- (4) 私的な利益に対する経済的な権限移譲の拒否⁽²²⁾

一方で、商店・流通労働者組合 (Union of Shop, Distributive and Allied Workers) の A. バーチ (A. Birch) は、EEC 加盟に反対する労働組合が多い中、唯一好意的な姿勢を示した。彼は、産業が発展するための条件として、巨大な市場の形成が必要であると考えていた。だが彼は、経済的な側面にばかり目を奪われていたわけではなく、EEC 加盟によって生じる政治的な影響についても考えをめぐらせていた。彼は、EEC 加盟がもたらすのは、コモンウェルス、農業に対する責務、未来のために自らの手で独立した政策を決定することへの影響であると論じた。⁽²³⁾

その上で EEC に加盟したとしても、イギリスの産業国としての経験や労働党がヨーロッパ審議会で見せた影響力を失うことにはならないと主張したのである。⁽²⁴⁾ この主張は、コモンウェルスに対する冷静な判断が根底にあった。ゆえに、状況をどのように認識するかによって、同じコモンウェルスとの関係という争点を取り上げても、そこから導き出される答えが異なっているのである。バーチはすでに、コモンウェルスとの市場だけでは経済が成長していかないことに気が付いていたのである。

そして、合同機械工組合 (Amalgamated Engineering Union) の R. バインガム (R. Bingham) だけは、自らの立場を明確に示さなかった。彼の関心にあったのは、経済的に衰退していた北アイルランドの産業がどうなるのかという一点であった。当時の北アイルランドの産業衰退は深刻であり、伝統産業である造船、織物、航空製造業の崩壊が懸念されていた。彼の演説は、これまでの労働組合の代表者とは異なり、EEC 加盟賛成、反対を訴えるものではなかった。⁽²⁵⁾ むしろ北アイルランドが置かれている状況を訴えるものであった。

これまでに見てきたように労働組合は、EEC 加盟に対して明確な否定を示す団体もあれば、懐疑的な態度に留まる団体、態度を明らかにしない団体とに分かれるが、概して否定的な態度を採る組合が多かった。そしてその否定的

な態度を採る理由、いわばEEC加盟に伴う争点としては、おおむね三つに分けることができる。一つ目がコモンウェルス諸国との関係、二つ目がヨーロッパ自由貿易連合諸国との関係、三つ目が社会主義の問題であろう。そして、各労働組合がこうした三つの争点の根本原因と見なしていたのがローマ条約であった。

イギリスとコモンウェルス諸国との関係を緊密にしていたのは、何と言っても特惠関税制度であった。一九三二年のオタワ協定締結以来、特惠制度はイギリスの貿易を下支えしてきた。確かに一九六〇年代に入り、コモンウェルス諸国との貿易量は低下してきたといえど、いまだにEEC諸国に比べて規模は大きかった。

ヨーロッパ自由貿易連合諸国にしても、EEC諸国との関係を調整しなければならなかった。スウェーデン、スイス、オーストリアはヨーロッパ自由貿易連合諸国への残留が確実であった。そのためにイギリスはヨーロッパ自由貿易連合設立を主導した立場からしても、EFTAを見捨てて自国のみの利益を追求することが道義的に困難であった。

しかしながら、一九六一年党大会では、EEC加盟に伴う各労働組合の懸念が示されたものの、労働組合会議は好意的な態度を採った。実際に労働組合会議は、「総会 (General Council) は共同体に加盟するという見通しを持って、EECと交渉を開始することを決断した (イギリス) 政府に、原則として賛同する⁽²⁶⁾」と表明したのである。だがこれは、あくまでも「原則」として賛成であり、コーリソンが党大会で述べたように条件付きでの賛成であった。労働組合会議もコーリソン同様に、イギリス、コモンウェルス諸国、ヨーロッパ自由貿易連合諸国の特定の要求が満たされ得るような十分な取り決めがなされなければならぬと主張したのである⁽²⁷⁾。

また政治的な要求に比して重要だったのは経済的な条件であった。労働組合会議は、「ヨーロッパの経済的統一の現実的な試金石は、統一が完全雇用、経済成長、より高い収入の水準へと導いていくかどうかである⁽²⁸⁾」と論じローマ

条約の修正を迫っていった。

こうした労働組合間での意見の不一致は、一九六二年の労働組合会議で再び見られる。この会議でも、労働組合が一致した見解を示さずに、態度を曖昧にしたままであった。合同機械工組合は、後述するストーンハウス（Stonehouse）が一九六一年党大会に提出した、条件付きの賛成を示した動議とほとんど同じ動議を労働組合会議でも提出し、可決されたのである。⁽²⁹⁾ 一方で、技官協会（Society of Technical Civil Servant）が出した、EEC加盟よりもコモンウェルス諸国との紐帯を強化すべき、⁽³⁰⁾ とした動議は否決されており、労働組合会議としての明確な姿勢を示せていなかった。そのため、総評議会声明では、EEC加盟に対して全面的に賛成するとか、あるいは、全面的に反対の立場を採るのは時期尚早である、とするにとどまったのである。

このように、労働組合や労働組合会議は、それぞれの意見を抱え、EEC加盟交渉に対して明確な反対を示さないものの、イギリスが加盟する際の条件を提示することで、好意的な態度を採るという日和見的な態度を採っていたのである。

3 議会労働党とEEC加盟申請

一九五〇年代のヨーロッパ統合に対する姿勢は保守党、労働党を問わず、極めて消極的であった。その理由として共通しているものが、根本的には主権を失うことになる超国家性への嫌悪感であった。具体的な政策レベルでは、コモンウェルスとの関係、特に特惠制度を基にした経済関係の尊重、アメリカとの緊密な関係をヨーロッパ統合より優先させるという共通点を有していた。こうした政策は「三つのサークル・ドクトリン」と呼ばれ、保守党、労働党を

問わず、イギリス外交の基本姿勢となっていた。

戦後の労働党政権下では、「第三勢力」構想が検討されたものの、実現には至らなかった。「第三勢力」構想は、西ヨーロッパ諸国の連帯を基礎にコモンウェルス、アメリカからの資源を活用し、米ソに並ぶ第三極を目指したものであった。この構想の核となるのは西ヨーロッパ諸国の同盟であり、アメリカの援助であった。しかしながら、同構想は二つの問題を抱えていたのである。

一つ目がアメリカの援助問題である。戦後の荒廃の中、物質的な援助を求めることが可能であった国はアメリカのみであった。物質的援助を求める一方で、イギリスは、アメリカの精神的な価値観を劣ったものであると見なしていた。当時の外務大臣ベヴィン (E. Bevin) はアメリカの行き過ぎた資本主義を「非効率的・社会的不平等・道徳的弱点」であると非難しており、イギリスの社会民主主義に比べて劣っていると見なしていた。⁽³¹⁾ そのため、西ヨーロッパ同盟が、「物質的援助は主としてアメリカから得るだろうが、アメリカの精神的価値観を侮蔑する西側ヨーロッパ諸国は政治的、道徳的指導を我々に期待するだろう」⁽³²⁾とベヴィンは考えていた。

こうしたベヴィンの考えは矛盾を孕んでいた。すなわち、物質的援助を期待する反面、アメリカの精神的価値観を劣ったものと見なすことによって、アメリカの反発を受けてしまう可能性があった。

二つ目は西ヨーロッパ同盟をどのように構築するかであった。大陸諸国は連邦主義的方法を考えていたのに対し、イギリスは政府間主義を念頭に置いていた。このアプローチの違いこそが、後のヨーロッパ統合でも問題となったのである。いうまでもなく、連邦主義的アプローチは国家主権の共有を伴うのに対して、政府間主義的アプローチは国家主権の維持につながる。ベヴィンは西ヨーロッパ同盟の必要性を認識してはいたものの、大陸諸国が求める連邦主

義的アプローチに嫌悪感を覚え始めていたのである。

こうして、問題を内包していた「第三勢力」構想は実現することなく、潰えてしまうのであるが、イギリスがヨーロッパとどのような関係を結んでいくかを端的に示した例であった。イギリスはあくまでも主権を維持した上でヨーロッパとの関係を構築しようとしていたのである。また、労働党の中にはこうした理由に加えて、他の理由ゆえに反対していた人びとがいた。例えば、それは大蔵大臣を務めたH. ダルトン (H. Dalton) やD. ヒーリー (D. Healey) である。この二人は一九五〇年のNEC声明「ヨーロッパ同盟 (European Unity)」の中でイギリスが採るべき立場を示している。

ダルトンは、労働党のヨーロッパに対する基本的な姿勢は「民主主義的社会主義の諸原則、およびコモンウェルスの一員であり世界共同体の一員でもあるイギリス国民の利益に基づいて決定される⁽³³⁾」と論じた。そしてヨーロッパで進められているシューマン・プランに対しては「需要の拡大と完全雇用の維持に基づかないならば、ヨーロッパ石炭・鉄鋼計画によって誕生するいかなる機関も、限定的かつ私的カルテルの性質を備えたものとなってしまうだろう⁽³⁴⁾。」と危機感を示していた。またダルトンは、労働党内閣が最優先に考えていた福祉国家の建設と完全雇用達成のためには、イギリス政府が経済的コントロールを握っていることが重要であると考えていた。

ダルトンの示した危機感はヨーロッパ統合に懐疑的な人びとの間で共感を得ており、ヨーロッパ統合に反対する際の基本的な理論枠組みを提供することになっていくのである。

一方で「キープ・レフト (Keep Left)⁽³⁵⁾」と呼ばれた左派のグループは別の視座からヨーロッパ統合に賛成を示していた。確かに彼らが目指したのが社会主義的政策であるという点ではダルトンたちと一致していた。しかし決定的な

相違点はイギリスが置かれている状況の認識であった。キープ・レフトは、社会主義としてのイギリスが繁栄するためには東西対立を超えて、西ヨーロッパと東ヨーロッパの結節点となることが肝要である、と考えていた。彼らの考えは「第三勢力」構想と極めて近い考えであり、イギリスを含む統一したヨーロッパで指導力を発揮することにより、社会主義的施策を実行していこうとした。だが「第三勢力」構想が、矛盾をかかえていたことに加えて、ソ連の現実的な脅威の前に崩れ去ったのと同様に、キープ・レフトの主張は東西関係悪化の前に説得力を失っていた。加えてキープ・レフト内部でも、それまでのアメリカに対する評価が嫌悪から、共にソ連の脅威に対抗する信頼すべき同盟国へと変化していったのである。

このように労働党の中では、親ヨーロッパともいえるキープ・レフトが存在してはいたものの、労働党内を支配するような説得力のある議論を展開することができなかった。しかしながら親ヨーロッパ、反ヨーロッパともに労働党が掲げた福祉国家建設、完全雇用といった社会主義的目標のためにという大原則は一致していた。問題はその実現にあたって、国際環境をどのように理解し、どのような方法論を採るかという点で考えを異にしていた。

そして、保守党政権のEEC加盟申請により、労働党内でもヨーロッパ統合問題が議題として浮上してくるのである。一九六一年の党大会でストーンハウスは以下のような動議を提出したのである。

「本会議は、イギリスの農業、園芸の地位を維持し、コモンウェルスやヨーロッパ自由貿易連合諸国が存続され、イギリスが公共経済の自由な運営、社会的進歩を確保する手段としての計画化の権限を維持できるという保証がない限り、イギリスの共通市場加盟に賛成すべきではない」⁽³⁶⁾

「本会議は全国執行委員会に対し、共通市場の影響を論議するために、西ヨーロッパおよびコモンウェルス諸国の社会主義指導者会議の招集を要求する。」⁽³⁷⁾

ストーンハウスは動議にあるように、三つの観点からEEC加盟に対して疑義を呈したのである。一つ目がイギリスの農業に対する影響、二つ目がコモンウェルス諸国やヨーロッパ自由貿易連合諸国との関係、三つ目が、労働党が掲げる社会主義への影響である。彼が提出した動議には、労働党議員が抱えるジレンマが色濃く反映している。中でもコモンウェルス諸国やヨーロッパ自由貿易連合諸国との関係性については演説で深く言及している。

彼はコモンウェルス諸国への輸出規模が十五億ポンドに達するのに対して、EEC加盟国への輸出規模は五億ポンドに過ぎないとしながらも、大きなビジネスチャンスが眠っていることを指摘している。⁽³⁸⁾ しかしながら、EEC加盟は、それまで特惠関税を適用していたコモンウェルス諸国の食料や原材料に対する負担が増大することを意味していた。

確かに、議会労働党議員の中にはストーンハウスように、コモンウェルスの一員としてのイギリスを重視する考えが根強く残っていたのである。⁽³⁹⁾ しかしながら、ストーンハウスやダルトンやヒーリーのように、帝国の残滓を引きずるようなレトリックを用いてEEC加盟に反対をした者がいる一方で、反対派に強烈な批判を加えた者もいた。その代表者がR・ジェンキンス（R. Jenkins）である。

R・ジェンキンスはEEC加盟に伴うメリットに対する期待感を全く隠そうとしなかった。彼は、それまで各労働組合や議会労働党議員が述べてきた、コモンウェルスや社会主義に対する悪影響を完全に否定したのである。コモン

ウェルスとの関係を維持するためには、その中心であるイギリスが経済成長を遂げなければならず、EEC加盟が、そのために必要な、統一されており、拡大した市場を提供してくれると彼は主張したのである。⁽⁴⁰⁾

EEC加盟反対派が示す、社会主義に対する悪影響に関しても、R・ジェンキンスは明確に否定してみせた。そもそも彼は、イギリスが社会主義国として、不十分であるとし、ドイツやフランスの方が優れていると分析して見せた。その上で、EEC加盟によって、イギリスの社会主義的施策が後退するわけではないと説いた。

また、彼はイギリスがEEC加盟の危険性を述べ続けることに對して次のような危惧を示している。「そのような（危険性を喧伝する）キャンペーンは必然的に、偏狭で愛国的で排外主義的意味合いを労働党に与えてしまう。」⁽⁴¹⁾そして演説の最後で、社会主義の根本原則である「国際的な」⁽⁴²⁾政党としての労働党を思い出せと鼓舞したのであった。

R・ジェンキンスが述べてきたことは、イギリスが置かれている経済的な状況を冷徹に認識した上でのことであった。各労働組合やストーンハウスが主張してきたように、コモンウェルスとの結びつきが、それまでのイギリス経済を支えてきたことは否定し難い事実であった。しかしながら、一九五〇年代後半からコモンウェルスとの関係は変化していたのであった。

その一つがコモンウェルスの重要な構成国であるオーストラリア、ニュージーランドとの特惠関税見直しの動きであった。一九三二年のオタワ協定以来、特惠関税は変わることなく運用されていたが、課税基準の据え置きは、オーストラリアが受ける実質的な利益減少をもたらししていた。こうした事態を受けてオーストラリア政府はイギリスに特惠制度改革を求め、交渉を開始した。⁽⁴³⁾

イギリスはオーストラリアの要求に否定的であったが両者が歩み寄ることで新しい通商協定の締結が為された。そ

して同じく特惠制度改革を求めたニュージーランドとも通商協定が結ばれた。

結果的にみればコモンウェルスの紐帯は守られたかに見える結末であったが、このことは、イギリスがもはやコモンウェルスの中で絶対的な地位を占めたままであることが困難になつてきたということを示していた。その意味でイギリスの政策決定者に与えた衝撃は大きかったと言わざるを得ない。⁽⁴⁴⁾

こうしたコモンウェルスとの関係の変化を正しく認識していたが故に、マクミラン (H. Macmillan) 政権はEEC加盟へと進んでいったのである。その意味でR・ジェンキンスが認識していたコモンウェルスとの関係はマクミランと近かったと言える。

他にもR・ブライトン (R. Blyton) やJ・B・ハインド (J. B. Hynd) R・エドワーズ (R. Edwards) といった議員が立場を表明していたが、いずれの議員も明確な態度を示していなかった。これは先に述べたストーンハウスも同様ののだが、条件付きの賛成といった言説に終始していた。そのため、取り方によっては消極的な賛成とも取れるし、消極的な反対とも取れるものであった。

4 政党間競合と党内融和

保守党、労働党の二大政党による敵対政治を前提としてEEC加盟問題を検討するならば、労働党は保守党の政策に反対することが予想される。しかしながら、一九六一年八月三日に行われたEEC加盟申請の是非をめぐる下院投票は、賛成三二三、反対五⁽⁴⁵⁾という結果に終わったのである。このことが意味するのは、労働党が棄権という選択肢を採ることで、保守党に対して消極の意味での賛成を与えたということであった。

確かにヨーロッパ・石炭・鉄鋼共同体が発足して以降、EEC加盟申請がなされるまで、保守党と労働党はコンセンサスを形成していた。⁽⁴⁶⁾ いわばヨーロッパ統合に対して一定の距離を保つという意味で、否定的なコンセンサスが得られていたと言える。たとえば、チャーチル(W. Churchill)は、「イギリスはヨーロッパと共にあるが、その一部ではない」と述べている。労働党にしても、前述した「第三勢力」構想の失敗後に、西ヨーロッパ諸国と距離を置いたかといえば、そうではない。北大西洋条約機構の設立を通して、関係性の維持を図っている。保守党へ政権交代した後、イーデン・プランに代表されるように、西ヨーロッパ諸国との関係強化を探っていた。保守党も労働党もチャーチルが指摘した通り、超国家性を持つヨーロッパ統合に取り込まれはしないものの、完全に離れることもしなかったのである。こうした歴史的な背景を考慮すると、保守党のEEC加盟申請に対して、労働党も賛成するというコンセンサスが生まれても不思議ではないだろう。

しかしながら、労働党は一九六一年八月の時点で採った方針を徐々に修正せざるを得なくなるのである。そもそも労働党が議会でもった行動は、明確な、そして強力な支持基盤の上に成り立っていたわけではなかった。第二節で述べたように農業労働者全国同盟や化学・技術・経営スタッフ労働組合、機械工・船舶設計者連盟はEEC加盟申請に対して明確な反対を示していた。一方で、第三節で見たように、議会労働党議員の中には根強い賛成論が存在していた。従って、党組織の中で意見の一致が見られていたわけではなかった。そのため、党組織を二分する課題に対して、党として明確な意思表示をする誘因が低かったのである。野党である労働党が党議拘束をかけて反対の立場を示したとしても、結果を覆すことは困難である。ならば、党として意思表示をするよりは、党内の分裂を避けて、棄権という選択肢をとることで、党内融和を実現した方が合理的であった。

他方で、政党間競合という観点で労働党の行動を説明するならば、有権者の反対が次第に大きくなっていったという点が重要である。有権者の選好が賛成と反対に分布していれば、当然政党はそれをカバーする政策を打ち出さざるを得ない。労働党が、保守党のEEC加盟申請という政策に賛成するならば、拡大しつつある反対の声をカバーすることはできない。

その点、「塀の上に腰掛けて様子を見る」⁽⁴⁷⁾と言われた労働党の態度は、変化に適した戦略であった。一九六二年の党大会で、ゲイツケルはそれまでの方針を大きく覆すような演説を行った。彼はヒトラーやムッソリーニの名を持ち出してEEC加盟国への不信感を露わにしたのである。⁽⁴⁸⁾加えて「ヨーロッパ連邦の設立は独立したヨーロッパ国家としてのイギリスの終焉を意味する。それは千年の歴史の終焉をも意味するのである」⁽⁴⁹⁾とも述べ、明確にEEC加盟に反対したのである。

このゲイツケルの方針転換は、来るべき総選挙に向けて、保守党との差異を示すものとして理解できる。一九五一年の下野以降、保守党の安定政権を打ち破るには、保守党との一致を訴えるよりは差異を強調する必要があった。そのため、先に述べた演説では、保守党が交渉する加盟条件での反対を打ち出していたのである。⁽⁵⁰⁾

また労働党の態度を決定付ける上で重要な役割を果たしたのが、全国執行委員会の声明である。全国執行委員会は党内のEEC加盟反対派の要求を一定程度受け入れる形で、一九六二年に「基本的条件」とする声明を発表した。ここでは加盟の際に要求する条件が明らかにされていた。

①コモンウェルスにおけるわれわれの友人やパートナーとの貿易や、その他の利益のために、強力で拘束力のある

保護規定

- ②われわれ自身の外交政策を追求する現在同様の自由
- ③ヨーロッパ自由貿易地帯のわれわれの仲間に対する政府公約の実現
- ④われわれの経済を計画する権利
- ⑤イギリス農業の地位を保護するための保証⁵¹

この声明はイギリスのEEC加盟を絶対的に否定するものではないのだが、保守党の加盟申請には反対であるという意図が込められていた。全国執行委員会が掲げた「基本的条件」は、ローマ条約を基とした加盟申請を行っている以上、全てを満たすなど不可能であった。②の条件のみはイギリスに権限が留保されるものの、他の条件は何かしらの影響を受けることは確実であった。そのため、この声明は現状のEEC加盟申請に対するアンチテーゼであったのである。

そして、保守党が行ったEEC加盟申請には反対という立場は、一九六四年の総選挙で明確に示されることになる。同年の総選挙でのマニフェストでは、保守党の加盟交渉で突きつけられた条件を屈辱的であると断じている。⁵²このように労働党は、ヨーロッパ統合問題に関して、保守党との対決姿勢を強めていくのである。

5 おわりに

これまで見てきたように、労働組合、議会労働党議員ともにEEC加盟申請をめぐるでは意見が割れていた。加盟

反対派が述べていた意見は、一九五〇年代になされていた議論とほとんど変化がなかった。コモンウェルスとの紐帯や社会主義の維持という論点はその証左であろう。一方で加盟賛成派が述べた意見は、同じ争点を取り上げてはいても、EEC加盟によってイギリスが被る影響をポジティブに捉えていた。加盟賛成派と反対派の違いは、現状と加盟の影響をどのように認識するかといったものであった。

一方の労働党指導部は、政党間競合という観点から保守党のEEC加盟申請に賛成を示すわけにはいなくなっていた。保守党のEEC加盟申請によって、ヨーロッパ統合問題が争点化すると、国民の間でも反対の声が広がっており、その声を無視して加盟賛成の意思を示すことは困難であった。

こうした賛否が分かれる党内状況と選挙対策という状況を勘案して打ち出したのが、保守党が行っている交渉の条件では、反対という方針であった。全国執行委員会が「基本的条件」を示すことで、加盟賛成派の不満を吸収し、加盟条件如何では、将来的な加盟の道を残すものであった。一方で、この方針は加盟反対派を十分満足させるものではないが、不満が噴出する決定でもなかった。

一九六一年の議会投票で棄権することによって、消極的賛成を示した労働党はその後の交渉過程を経ていく中で、消極的反対へと意見を転換させていった。しかしながら、こうした曖昧な態度を採れたのは、労働党が野党であったということが重要であった。第一次EEC加盟申請に関しては、保守党の行動に対して、受動的に対応すればよかった。そして一九六四年の総選挙で政権を獲得すると、違った対応を採らざるを得なくなるのである。

労働党のレトリックが、保守党政権による加盟申請に反対であった以上、自らが政権を担当すれば、新たな加盟交渉を行うことができる。加盟賛成派にしてみれば、労働党政権による加盟申請を期待するのも当然のことであった。

労働党が消極的な賛成から反対へと転換していったのは、支持母体である労働組合での意見の分裂、議会労働党議員の意見分裂を前にしたとき、双方の不満が顕在化しないようなレトリックが必要となったためであった。また、そのレトリックは、労働党が野党にあり、保守党との政党間競合を考慮した時にのみ、有効に活用できるものであった。その後、一九六七年に労働党政権が第二次E E C加盟申請を行い、一九七五年に国民投票を実施したことは、与党と野党という立場が労働党のヨーロッパ統合政策に影響を与えているのではないかということを示唆するものである。本稿では、政党政治という視点で第一次E E C加盟申請を検討してきた。政党政治を示す、政党間競合と政党間競合という二つの状態に基づくことによつて、なぜ労働党の方針が揺れ動いたのかについて、一つの見方を提示した。もちろん、第一次E E C加盟申請のみを対象とした単一事例であるという限界は存在する。しかしながら第二次E E C加盟申請や国民投票といった事例を追加していくことにより、こうした問題に対処していくことが可能になろう。

註

- (1) 例えば、外交史によるアプローチを用いた研究として、以下のものが挙げられる。Camps, M., *Britain and the European Community 1955-1963*, Prinseton University Press, 1964. Kaiser, W., *Using Europe, Abusing the Europeans: Britain and European Integration, 1945-63*, Macmillan Press, 1996. Greenwood, S., *Britain and European Cooperation since 1945*, Blackwell, 1992. Young, J., *Britain and European Unity 1945-1999*, 2nd ed., 2000.
- (2) 総選挙で二大政党が獲得した得票率は、一九五一年が九六・八%、一九五五年が九六・一%、一九五九年が九三・二%であるのに対し、一九六四年が八七・五%、一九六六年が八九・九%と減少傾向にあるものの高い水準を保っている。
- (3) いわゆる「やっかいなパートナー」ということは、以下を参照されたい。George, G., *Awkward Partner: Britain in the*

European Community, Oxford University Press, 1998.

- (4) Fisher, J., *British Political Parties*, Prentice Hall, 1996, p. 65.
- (5) Cole, M. and Deighan, H., *Political Parties in Britain*, Edinburgh University Press, 2012, p. 61.
- (6) Lieber, R. J., *British Politics and European Unity*, University of California Press, 1970, p. 144.
- (7) Sartori, G., *Party and Party Systems: A Framework for Analysis*, Vol. 1, Cambridge University Press, 1976, p. 63. 岡沢憲美・川野秀之訳『現代政党学——政党システム論の分析枠組み』早稲田大学出版部、一九八〇年、一一一頁。
- (8) Finer, S. E., *Adversary Politics and Electoral Reform*, Anthony Wigram, 1975.
- (9) 例えば一九六一年の労働組合の拠出金は二〇万八三五ポンドであり、労働党の総収入の約八四%を占めている。
- (10) Garner, R. and Kelly, R., *British Political Parties Today 2ed*, Manchester University Press, 1998, p. 132.
- (11) Labour Party, *Report of the 60th Annual Conference*, Transport House Smith Square, 1961, p. 80.
- (12) *Ibid.*, p. 212.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*, p. 213.
- (15) *Ibid.*
- (16) *Ibid.*
- (17) *Ibid.*, p. 214.
- (18) 西ドイツ外務次官当時に打ち出した原則で、ソビエト以外の国で、東ドイツと国交を結んだ国とは断交すると宣言したものであった。
- (19) Labour Party (1961), *op. cit.*, p214.
- (20) *Ibid.*, p. 216.
- (21) ローマ条約に関しては以下のサイトを参照。European Commission, http://ec.europa.eu/archives/emu_history/

documents/treaties/rometreaty2. pdf. 最終閲覧日：二〇一五年六月四日。

- (22) Labour Party (1961), *op. cit.*, p. 217.
- (23) *Ibid.*, p. 218.
- (24) *Ibid.*
- (25) *Ibid.*, p. 223.
- (26) Trades Union Congress, *Report of Proceedings at the 93rd Annual Trades Union Congress*, Authority of the Congress and the General Council, 1961, p. 468.
- (27) *Ibid.*, p. 468.
- (28) *Ibid.*, p. 469.
- (29) Trades Union Congress, *Report of Proceedings at the 94th Annual Trades Union Congress*, Authority of the Congress and the General Council, 1962, p. 496.
- (30) *Ibid.*, p. 505.
- (31) 細谷雄一『戦後国際秩序とイギリス外交』創文社、二〇〇一年、八一頁。
- (32) C. P (48) 6, 4th January, 1948, “*The First Aim of British Foreign Policy*”, Memorandum by Bevin.
- (33) Labour Party, *Report of the 49th Annual Conference*, Transport House Smith Square, 1950, p. 3.
- (34) *Ibid.*, p. 85.
- (35) キープ・レフトの代表的人物としてリチャード・クロスマン (R. Crossman)、イアン・ミカード (I. Mikardo)、マイケル・フット (M. Foot) が挙げられる。彼らの理念はアメリカ、ソ連から独立した外交政策を採ることにあつた。
- (36) Labour Party (1961), *op. cit.*, p. 211.
- (37) *Ibid.*, p. 211.
- (38) *Ibid.*

- (39) 例えば、H. ダルトン (H. Dalton) や D. ヒーリー (D. Healey) が一九五〇年の全国執行委員会声明で強調したように、
コモンウェルス諸国との関係を重視する議員がいた。Labour Party (1950), *op. cit.*, p. 3. を参照。
- (40) Labour Party (1961), *op. cit.*, p. 215.
- (41) *Ibid.*, p. 216.
- (42) *Ibid.*
- (43) イギリスとオーストラリア、ニュージーランドの具体的な交渉過程に関しては以下を参照されたい。小川浩之『イギリス
帝国からヨーロッパ統合へ——戦後イギリス対外政策の転換とEEC加盟申請』名古屋大学出版、二〇〇八年。
- (44) 小川、前掲書、九四—九五頁。
- (45) HANSARD, 3 August 1961, Series 5, Vol. 645, cols. 1783.
- (46) 労働党は「可能な限り緊密な協力」という姿勢でもってヨーロッパ統合に向き合っていた。一方の保守党にしてもチャー
チルが「イギリスはヨーロッパとともにあるが、その一部ではない」述べたように、ヨーロッパ統合に加わりはしないが、協
力関係は結ぶという態度を採っていた。これは政権交代が起きても変わらぬ、イギリスとヨーロッパ統合の関係性であった。
- (47) 力久昌幸『イギリスの選択——欧州統合と政党政治』木鐸社、一九九六年、八一頁。
- (48) Labour Party, *Report of the 61st Annual Conference*, Transport House Smith Square, 1962, p. 158.
- (49) *Ibid.*, p. 159.
- (50) *Ibid.*, p. 162.
- (51) *Ibid.*, p. 246.
- (52) Dale, I., *Labour Party General Election Manifestos, 1900-1997*, Routledge, 2000, pp. 106-107.